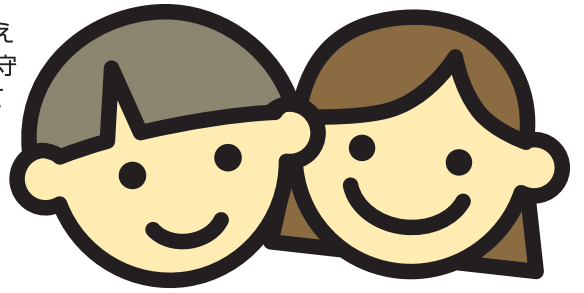


松山市子ども育成条例 制定10周年

平成16年4月、「松山市子ども育成条例」が施行され、平成26年4月で満10年を迎えます。松山市青少年育成市民会議はこの条例の理念である「社会全体で子どもたちを守り、育てる」ことを具現化するため、学校や家庭、市民団体、企業、行政等が立場を超えて連携・協力しながら、活動を進めている団体です。

今後さらに、「社会全体で子どもたちを支えあうまち『まつやま』」を実現していく上で、条例の普及についての現状を把握し、未来に向けて、新たな活動に繋げていくため、制定満10年を迎える平成26年度を見据え、準備、検証していくこととなっています。そこで今一度、条文を参照しながら、この条例について考えてみたいと思います。



松山市子ども育成条例って？ ～子どもたちをみんながはぐくむ社会へ！～

家庭の教育力の低下

地域の教育力の低下

地域のつながりが希薄

核家族化・少子化

自然・集団遊びの減少

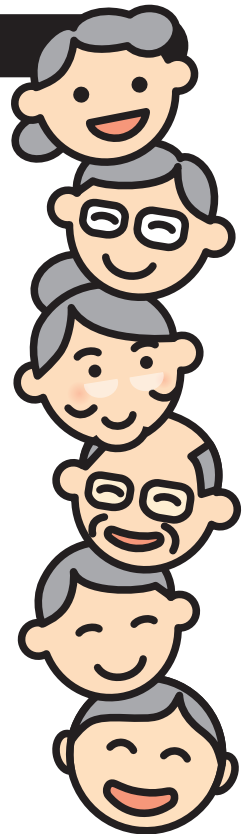
価値観の多様化

都市化や核家族化などにより、子どもたちを取り巻く社会環境も様変わりしています。子どもの育成にあたっては、社会を構成する私たち大人それぞれが果たすべき役割を持っています。育成条例は、子どもの育成について、基本理念や、市民、市民団体、事業者等の役割、市の責務を明らかにするとともに、市の支援策など基本となる事項を定めることで、今を生き未来を担う子どもを社会全体ではぐくみ、子どもの健やかな育成に寄与していくことを目的としています。

基本となる考え方 ～基本理念3条～

- ① **伝えましょう** 先人が大切に培ってきた「郷土を誇りに思う心」と「自らを愛し、他者を思いやる心」を持つ子どものはぐくみを受け継ぎ、後世に伝えましょう。(子育ての伝承)
- ② **力を合わせよう** 子どもは社会の宝であり、みんなではぐくむという認識のもと、それぞれの果たすべき役割を自覚し、自主性を尊重し、自発的に連携しましょう。(社会の連帯)
- ③ **向き合おう** 子どもが保障されるべき様々な権利を尊重し、子どもが夢と希望を持ち健やかに成長することを願い、関心と期待を寄せ、温かく見守り、子どもと向き合ひましょう。

子どもを健やかに育成するための役割 4条～10条



保護者 - 家庭における教育としつけは重要

- ① 子どもの様々な権利を尊重し、愛情をもって接しましょう。
- ② 子どもの心身の発達にあわせて次のことを教えましょう。
 - ・ 基本的な生活習慣・日常生活能力や接遇
 - ・ 人権及び善悪の判断等の倫理・社会的な決まりなど
- ③ 家族のふれあいの機会を大切にしましょう。
- ④ 子どもの声をよく聴き、意思の疎通を図りましょう。
- ⑤ 子どもにとって家庭が最も安らぎ、いやされる場であるようにしましょう。
- ⑥ 子どもとともに社会への参加活動等に取り組み、地域のかかわりを大切にしましょう。

教育・児童福祉機関 - 育成に関し、重要な使命

- ① 保護者や地域の人との信頼関係をつくりましょう。
- ② 子どもの発達段階、個性等に応じて、その能力・可能性を最大限に伸ばしましょう。
- ③ 集団の中での遊びや学習を通じて…
 - ・ 子どもの心身の発達を助長しましょう。
 - ・ 将来にわたる「生きて働く力」を身に付けさせましょう。
 - ・ 社会の一員としての自覚を促しましょう。
 - ・ 互いを尊重し合う大切さを理解させましょう。
- ④ 市民等と連携し、安全で安心して子どもを育成できる環境づくりをすすみましょう。
- ⑤ 公民館においては…
 - ・ 地域の特性をいかにしながら、子どもを育成するための教育活動を積極的に推進しましょう。

市民団体 - 日常に深いかかわり

- ① 主体的に活動しましょう。
- ② 市民等との連携を図りながら、子どもの育成を支援しましょう。
- ③ 事業の企画には、子どもや青年の参画を求めましょう。
- ④ 事業の実施には、市民等の参加を促しましょう。
- ⑤ 町内会・自治会その他地域において組織される団体は…
 - ・ 地域の行事に子どもが参加しやすいようにしましょう。
 - ・ 地域の特性をいかした体験活動など子どもの育成に関する活動を積極的に推進しましょう。

事業者 - 子どもの育成に多大な影響

- ① 子どもの育成の妨げにならないよう配慮しましょう。
- ② 子どもを育成するための活動を積極的に支援しましょう。
- ③ 保護者とその子どもとのつながりが深まるよう雇用環境の整備等に配慮しましょう。
- ④ 雇用する保護者に対し、家庭における子どもの育成の重要性を啓発しましょう。
- ⑤ 子どもの安全性及び利便性の確保に配慮しましょう。

市民 - 自らの意志で積極的にかかわる

- ① 日常的なかかわりの中で、子どもにあいさつ等、声をかけましょう。
- ② 社会のルールに反する言動があったときは、社会の一員としての責任を果たせるよう、愛情をもって導きましょう。
- ③ 子どもの育成のための活動を支援し、自ら進んで活動に参加しましょう。

市の責務

- ① 市民がその役割を果たすために必要な方策の総合的な調整を図ります。
- ② 市民等の理解を深めるため、市民等との積極的な協力及び連携の下に学習機会等の拡大を図ります。
- ③ 国、県等の関係機関と協働し、市民等からの相談等に迅速かつ適切に対応します。
- ④ 子どもの意見を考えを市政の諸活動に反映させます。
- ⑤ 子どもの視点を取り入れた施設の整備その他教育資源の確保に特段の配慮をします。

青年 - 子どもにとって身近な存在

- ① 子供に与える影響が多岐であることを認識しましょう。
- ② 子どもの模範となる行動をしましょう。
- ③ 社会的役割を認識しましょう。
- ④ 自己決定による行動に責任を持ちましょう。
- ⑤ 自らが教養を深めましょう。

高齢者

- 子どもや保護者に対して「知恵と教養」を積極的に提供

市の基本的な施策 11条～17条

家庭の教育力の向上を

- ① 情報や学習の機会を提供します
- ② 総合的な相談体制をつくります
- ③ 事業者に理解や協力を求めます

地域の教育力の向上を

- ① 体験や交流の機会を充実し、子どもの居場所をつくります
- ② 活動の場や情報を積極的に提供します

子どもや青年の活動支援

- ① 子どもや青年の活動を支援します
- ② 子どもや青年の模範となる青年を育成します

子どもを支え合うために

- ① 市民と協働して財政的・技術的な支援を行います。

アンケート結果(平成25年6月実施)

Q. 子ども育成条例というのを知っていますか？

条例も内容も知っている 4% 条例は知ってるが内容は知らない 25%

